平成３０年（フ）第２２号
鳥取県米子市旗ヶ崎９丁目１番36号　202号、前住所島根県松江市八束町江島25番地・大阪府箕面市小野原東５丁目２番１号（205号）
債務者　松本　祐貴
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第３０号
鳥取県米子市安倍840番地２
債務者　坂根　花鈴
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第１２６号
岡山県備前市伊里中240番地１　大黒方
債務者　森井　渉夫
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７７号
愛媛県松山市味酒町２丁目１番地２　ミウラビル206号
債務者　小野　瀬一
1　決定年月日時　平成30年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９４号
宮崎市大字小松977番地１　テル・クレール602号
債務者　河野　光一
1　決定年月日時　平成30年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４３号
兵庫県明石市二見町東二見708番地　プレステージ明石土山Ⅱ301号
債務者　岩佐布美子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１３０号
熊本県宇城市松橋町曲野3479番地　ピュアハイツ優202、前住所熊本県八代市萩原町２丁目６番16号（502）
債務者　松本　華奈（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成30年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５３号
広島県福山市駅家町大字万能倉567番地１　グレイスクレセントＡ101、前住所広島県福山市新市町大字相方2533番地
債務者　岡原　美恵（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第５８号
広島県福山市神村町702番地３
債務者　黒玉　由香
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第６２号
広島県福山市津之郷町大字津之郷860番地10
債務者　田上　春正
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第２１号
青森県五所川原市松島町６丁目２番地　市営住宅35―１
債務者　一戸　妙子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成３０年（フ）第１３７号
千葉県柏市関場町５番52―201号
債務者　松岡いづみ（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１３８号
千葉県柏市関場町５番52―201号
債務者　松岡　　慶（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１８６号
千葉県柏市西原６丁目１番35―105号
債務者　中島　智行
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１８７号
千葉県柏市西原６丁目１番35―105号
債務者　中島　志保
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２１２号
千葉県松戸市新作134番地の５　プロムナード北松戸１―1015
債務者　小畑　三郎
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部